（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の十一」を「第十九条の十」に改める。

第十四条第一項ただし書中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第十九条の三の表中九の項を削り、同表の十の項中「五十九の項」を「五十八の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表中十一の項を十の項とし、十二の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、二十の項を削り、同表の二十一の項中「五十九の項」を「五十八の項」に改め、同項を同表の十九の項とする。

第十九条の九を削り、第十九条の十を第十九条の九とし、第十九条の十一を第十九条の十とする。

第二十五条第一項中「第八項第一号」を「第九項第一号」に改め、同条第三項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同条第八項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「日」の下に「から起算して二年を経過した日」を加え、同項第三号中「について」の下に「特別」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「特恵関税について」の下に「特別」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八条の二第三項に規定する」の下に「同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。以下この項、次項及び第八項第三号において同じ。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして」を加え、「同項の」を「同条第三項の」に改め、「（同項に規定する特恵関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）」を削り、「について」の下に「特別」を加え、「指定したもの」を「指定した国」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第八条の二第三項に規定する国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国に準ずるものとして政令で定める国は、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされていた国であつて後発開発途上国でなくなる国際連合総会の決議の日から起算して二年を経過するまでの国とする。

第三十二条第一項第一号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加える。

第三十三条第五項中「」及び」を「」並びに」に改め、「保育を行う者」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を行う者」を加える。

別表第一の二十八の項を次のように改める。

二十八	削除

別表第一中二十八の二の項を削る。

別表第一の四十四の項を次のように改める。

四十四	削除

別表第一の五十一の項を次のように改める。

五十一	削除

別表第一中五十八の項を削り、五十九の項を五十八の項とする。

（税関関係手数料令の一部改正）

第四条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五第一項から第三項までの規定中「令和七年三月分」を「令和九年三月分」に改める。

（関税定率法等の一部改正）

第五条　関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

別表中近東の項中「シリア」を「シリア　レバノン」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第六条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「令和六年四月一日から令和七年三月三一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三一日まで」に改め、同表数量の欄中「五二、〇〇〇トン」を「四九、九〇〇トン」に、「四、二二三、五〇〇トン」を「四、二四九、三〇〇トン」に、「三一八、九〇〇トン」を「三二四、四〇〇トン」に、「七八、五〇〇トン」を「五二、七〇〇トン」に、「一四三、五〇〇トン」を「一三五、三〇〇トン」に、「五〇五、五〇〇トン」を「五二九、七〇〇トン」に、「一六八、五〇〇トン」を「一六〇、七〇〇トン」に、「五、七〇〇トン」を「三、〇〇〇トン」に、「八、二〇〇トン」を「八、八〇〇トン」に、「三七、一〇〇トン」を「三五、八〇〇トン」に改める。

（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正）

第七条　畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表脱脂粉乳の項中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加える。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ニ中「別表第八六号の二」を「同表第八六号の二」に改め、同号ト中「第四七号の五」を「第四七号の六」に改め、「第五七号の一五」の下に「、第五七号の一九」を加え、「第八五号まで」を「第八四号の二まで、第八五号」に改め、同号中トをリとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ　別表第四七号の二に規定する請求に対する関税法第百二条第一項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による証明書類（自動車の輸入の許可を証するものに限る。）の交付

第一条第一項第二号ホの次に次のように加える。

ヘ　別表第四三号に規定する申立てに対する関税法第六十九条の四第三項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による通知又は同表第四三号の五に規定する申立てに対する同法第六十九条の十三第三項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による通知

第一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二　関税法第六十九条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）、第六十九条の六第十一項（輸出差止申立てに係る供託等）、第六十九条の七第三項、第五項若しくは第六項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）、第六十九条の八第三項若しくは第四項（輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）若しくは第六十九条の十第三項若しくは第十二項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知（同法第六十九条の三第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。）に関する業務又は同法第六十九条の十二第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）、第六十九条の十五第十一項（輸入差止申立てに係る供託等）、第六十九条の十七第三項、第五項若しくは第六項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）、第六十九条の十八第三項若しくは第四項（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）若しくは第六十九条の二十第三項若しくは第十二項（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）若しくは関税法施行令第六十二条の十六第七項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知（同法第六十九条の十二第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。）に関する業務